

日本代表選手選考規程

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「JCA」という。）が国際大会に派遣する日本代表選手の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規定で対象となる大会は、世界カーリング連盟（以下、「WCF」という。）の定める次の大会とする。

- (1) オリンピック冬季競技大会（女子、男子、ミックスダブルスの各種目オリンピック最終予選（OQE）を含む）
- (2) 世界カーリング選手権大会（以下「WCC」という。世界最終予選及び世界Bを含む）
（女子、男子、ミックスダブルス、ジュニア、シニア、ミックス）
- (3) パンコンチネンタルカーリング選手権大会（以下「PCCC」という。）
（女子、男子）
- (4) ワールドユニバーシティゲームズ
- (5) ユースオリンピック冬季競技大会
- (6) その他（冬季アジア大会、ワールドカップなど）

第3条 各大会について日本代表として派遣するチーム及び選手は、原則として以下の方法で選考する。

- (1) オリンピック冬季競技大会の代表チーム選考方法については、大会開催の2年6か月前までに公表する。JCAの執行役員会が別途選任する日本代表選考過程検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）により案を作成し、理事会の承認を得る。WGの委員は6名以上10名以内とし、少なくとも複数名の強化委員及び競技委員を含む。
- (2) WCC及びPCCCについては、原則として当該大会の直前に開催される日本選手権大会の優勝チームメンバーを代表チームとする。当該チームが出場を辞退もしくは資格を失った場合は、下位チームが順次繰り上がるものとする。オリンピックの直後及びWCFの定めるオリンピック出場ポイントの懸かるWCC（女子、男子、ミックスダブルス）については、(1)の選考方法に併せて決定する。
- (3) ワールドユニバーシティゲームズ及びユースオリンピック冬季競技大会については、強化委員会が選考する。選考基準をあらかじめ理事会に報告し、候補者による選考会を行い、その結果によることを原則とする。
- (4) その他の大会の代表選考方法については、(1)から(3)の規定に準じ、大会ごとに強化委員会が別途定め理事会に報告する。

2 前項各号によることが困難であると認められる場合、強化委員会は理事会の承認を得

公益社団法人日本カーリング協会

て、別途選考方法を定めることができる。

第 4 条 強化委員会は、前条各項に基づき選考した代表候補について、理事会に報告する。

2 代表をチーム単位で選考した場合において、チームのメンバーの変更は原則として認めない。メンバーの変更をする場合には、変更理由書を提出し、強化委員会による審議後、理事会の承認を得るものとする。但し、選考時点のメンバーが 2 名以下（ミックスダブルスについては 1 名以下）になる変更は代表チームとしての資格を失う。

第 5 条 強化委員会は必要によりチームスタッフを選考し理事会に報告する。チームスタッフは、チームリーダー（選手団長）、コーチ、トレーナー、メディカルスタッフ、総務、その他サポートスタッフを指し、大会ごとに選考する。

第 6 条 選考決定に不服がある場合は、対象者はコンプライアンス委員会に対して、決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

対象者本人より決定に対する不服申立てがあったときは、コンプライアンス委員長は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。

2 前項に拘らず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。

尚、日本スポーツ仲裁機構に不服申立ての手続きをした場合、コンプライアンス委員会への不服申立ては失効する。

第 7 条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

関連規定

「日本代表及び強化選手行動規定」

附則 1

1 この規程は令和 4 年 1 0 月 2 3 日に制定、同日より施行。

2 令和 6 年 3 月 5 日改訂、同日施行。